

令和7年10月14日

防犯委員各位

八尾防犯協議会
会長 福平 武

令和7年度 防犯灯電気料金等補助金申請書兼請求書の提出について(通知)

清秋の候、各位におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、防犯灯電気料金及び球交換に係る費用の交付申請を下記のとおり受け付けますので、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、特別防犯灯電気料金補助金の申請書については、別途、事務局から当該町会に送付いたします。

記

1. 防犯灯電気料金等補助金提出書類

※詳細は別紙2【必要書類一覧】をご覧ください。

2. 提出期限及び提出先

令和7年12月26日(金)までに
危機管理課または各出張所、緑ヶ丘コミセンへ。

3. 問合せ先

八尾防犯協議会事務局 危機管理課地域安全担当
(担当) 藤原・溝端・畠中
TEL 072-924-3817 FAX 072-924-3968

【防犯灯電気料金等補助金の交付申請手続きについて】

1 補助対象

毎年9月1日現在設置されている防犯灯で、次の各号に該当しているもの及び9月2日以後9月30日までの間に新設された一般防犯灯

- (1) 地域で防犯目的をもって設置された照明灯で、かつ公共の用に供しているもの。(商店街等の商店の照明灯、マンション等敷地内の照明灯は除く)
- (2) 自治会(町会)で適正に維持管理され、電気料金を負担しているもの。

2 補助金の額	電気料金	1 灯につき (年間)	1, 290 円
	球 交 換	<u>1 灯につき※</u>	750 円まで

※球交換は器具 1 灯につき 750 円です。
(蛍光管 1 本あたり 750 円ではありません。)
2 灯用器具をご使用の場合でも球交換については、
1 灯分となりますので、ご注意ください。

3 添付書類

詳細は別紙 2 【必要書類一覧】をご覧ください。

4 申請締切、交付決定及び振込み

申請締切は12月26日(金)とします。2月下旬に各自治振興委員あてに交付決定兼振込通知書を送付するとともに、指定口座に振込みいたします。

【必要書類一覧】

①防犯灯電気料金等補助金申請書兼請求書（様式第1号）

同封しております「防犯灯電気料金等補助金申請書兼請求書（様式第1号）」に必要な事項をご記入ください。

②領収書（原本）（10月分）

関西電力から届く10月分の領収書（原本）を提出してください。
振込の場合は「電気料金領収済みのお知らせ（ハガキ）」を提出してください。
10月分が無い場合は、9月分または11月分でも構いません。

③請求内訳書（10月分）

関西電力から届く10月分の「電気料金請求内訳書」を提出してください。
集約でない1件ずつの契約の場合、請求内訳書がないことがあります。

④防犯灯位置図

町会で管理していただいている全防犯灯の設置場所が分かる地図を提出してください。

⑤振込みを希望される通帳のコピー

1町会1口座の振込みとさせていただいており、班や組ごとの振込みは行なっておりません。

⑥球交換に係る費用を支払ったことが分かる領収書等の書類（原本）

令和7年1月～令和7年12月の間に蛍光灯器具の球交換をしている場合、そのことが分かる領収書を提出してください。領収書には必ず「球交換（蛍光管取替）」であることと、その「灯数」が明記されているものを提出してください。

球交換については、器具1灯につき750円です。（蛍光管1本あたり750円ではありません。）2灯用器具をご使用の場合でも、1灯分の補助金となりますので、ご注意ください。

なお、12月に交換された分は猶予期間として、次年度に申請できます。（下図参照）

○補助対象期間

